

# 一宮町保育所民営化ガイドライン

一宮町

平成26年11月

## 1 現状と課題

### (1) 保育所の設置状況・各種保育メニューの実施状況

町内の保育所は、一宮、東浪見、原の公立3保育所と私立の愛光保育園の計4保育所で、定員の総数は平成25年4月現在で300人、最も定員の多いのは一宮保育所の120人でその他3保育所はそれぞれ60人です。

乳児保育は東浪見保育所以外の3保育所で実施しています。乳児保育のニーズは年々高まっていますが、それに伴い、保育士の数や配置に関する問題が発生しています。

延長保育は一宮保育所のみ実施しており、7時から19時まで行っています。

障害児保育は全保育所で実施しています。

一時保育は一宮保育所と愛光保育園で実施しています。

病児・病後児保育は各保育施設では実施できていない状況ですが、平成23年度から白子町の酒井医院に委託し、事業を実施しています。

### (2) 保育施設の状況

公立3保育所は、定員がそれぞれ設定されていますが、年々入所を希望する児童が増えており、待機児童を出さないためにも、定員数ではなく、施設や敷地面積に対応した児童数での受け入れを行っています。その結果、入所率は数年前から非常に高く、慢性的な定員超過となっています。保育室の不足はホールの使用等で対応していることや、その他にもトイレ数の不足等、保育環境は良いとは言えず、児童数に対する保育士の基準もあり、今後は待機児童が発生する恐れがあります。

愛光保育園は私立保育所であるため、入所率120%を考慮した児童数での受け入れを行っています。

施設整備の点からみると、耐震については各保育所とも改修不要又は改修済みです。しかし、昭和49年に建設され、建築後39年を経過した東浪見保育所を最高に、一宮保育所も築33年経過し、これら老朽化した施設の建て替え、大規模改修等を計画的に実施する必要があります。

施設の老朽化に加え、トイレや調理室、設備等も現代のニーズに応えられないものとなっています。特に公立保育所のトイレは、増加する児童数に対応した数がなく、時間差で児童をトイレに行かせる工夫をしながら対応しており、児童や保育士の負担になっています。また、保育所によっては駐車場がなく、近隣から苦情も寄せられています。

災害、特に津波対策の点からみると、千葉県が河川津波対策事業を行うことにより、東日本大震災レベルの津波であれば各保育所とも浸水被害の危険性はなくなることが確認されています。しかし、実際に津波を目撃している一宮保育所の児童や保護者等の不安を払拭できない現状であり、何らかの対策を実施する必要があります。

### (3) 児童数の状況

町内の全児童数（0歳～5歳）は平成22年度以降約600人～630人の間で推移し、近隣市町村とは異なり、増加傾向にあります。しかし、国のデータによると、今後は減少傾向となり、

平成 29 年度には 550 人以下になると予測されます。

保育所の入所児童数は、平成 19 年度に 300 人を超え、平成 25 年度には約 400 人となり、慢性的な定員超過となっています。

入所率はここ数年 60%以下で推移していましたが、平成 25 年度は 63%となり、平成 27 年度以降は 70%以上になると見込んでいます。しかし、児童数は減少傾向にあり、実質的な入所児童数は徐々に減ってくると予測されます。

#### <児童数等の推計>

(各 4 月 1 日現在)

	H15 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H30 年度	H35 年度
全児童数	533 人	544 人	570 人	594 人	627 人	627 人	626 人	529 人	487 人
保育所入所 児童数	294 人	309 人	321 人	323 人	358 人	364 人	394 人	400 人	371 人
入所率	55.2%	56.8%	56.3%	54.4%	57.1%	58.1%	62.9%	75.6%	76.2%
区域外保育 児童数	7 人	5 人	3 人	7 人	10 人	7 人	7 人	6 人	5 人
幼稚園等	48 人	48 人	37 人	40 人	42 人	30 人	32 人	32 人	30 人

※保育所入所児童数は平成 25 年度の 4 保育所定員数をもとに算出。

※平成 30 年度以降は国立社会保障・人口問題研究所データをもとに算出。

## 2 公立保育所の民営化の目的

保育所の民営化とは町の保育事業を社会福祉法人等の民間事業者に移管することです。民間保育所の運営に関わる経費は国、県、町の負担金による委託費で賄われるものであり、また施設の維持管理についても運営経費の一部とされています。

一方、施設の設置は社会福祉法人が国からの交付金などにより自ら行うものであり、建て替えや大規模な改築などについても同様に行うべきものとされています。

町の整備計画に先立ち、保育所の移設について検討していた一宮町子ども・子育て会議から提出された「一宮町公立保育所移設等に関する検討結果報告書」では、「町の財政状況を考慮すると、建て替えの事業費に対して国からの補助があり、町の負担が少なくなる公立保育所の民営化も一つの選択肢である」としています。

町は、平成 24 年に策定した総合計画に明記されている「元気な子供の声が聞こえる町を実現するために次世代を担う子供たちが地域との密接なつながりの中で、のびのびと健やかに育ち安心して子育てができるように環境づくりを推進する。」というビジョンを実現させるため、保育所の民営化という手法を用いて施設の老朽化や定員超過等を解決し、保育環境を早期に整備していきます。民間事業者への移管後の運営も町と連携し、児童や保護者の保育ニーズに積

極的に応えていくよう進めていきます。

民営化後の一定期間、子どもに大きな負担とならないよう、公立の保育士が移管先法人の保育教諭等と共同で保育・教育にあたる引継を実施する等、子ども一人ひとりの状況をよりきめ細かに把握するとともに、子ども及び保護者との信頼関係を築きます。

また、保護者、移管先法人、行政からなる三者協議会を設置し、民営化後の保育内容やその方法等について話し合いを行うことや、第三者評価を行い保育・教育サービスのチェックと質の向上を促します。

なお、民営化後、正職員の保育士は、原保育所で町の子育て支援事業の拡大に努め、非常勤の保育士は移管先事業者での職員としての積極的雇用を募集要項に含めることで処遇の安定を図ります。

### 3 ガイドラインの目的

町の公立保育所を民営化するにあたっては、そのための基準を定め、町民、事業者へ広く示すことにより、保護者の不安を解消しながら円滑な廃止及び民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的・継続的な保育環境の運営を目指すことを目的とします。また、このガイドラインは社会情勢の変化等に伴い、必要に応じ改正することとします。

### 4 民営化の手法

#### (1) 民営化の方式

町では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応できるようにするため、設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民設民営」方式とします。

土地は 10 年間無償で貸与し、以降契約更新できるものとしますが、建物は移管時に一宮保育所・東浪見保育所それぞれを民間事業者が建直しをすること等を条件にします。

#### (2) 認定こども園化について

町内には公立、私立ともに幼稚園がありません。幼稚園のニーズはあるものの、このような理由から毎年 40 人前後の児童が他市町村の幼稚園に通っています。

また、全国でも 5 番目に大きい児童養護施設「一宮学園」の児童は、児童養護施設と保育所が共に厚生労働省の管轄であることから、二重措置という理由で保育所に通うことができません。そのため、毎年 10 人前後の児童が茂原市の幼稚園へ通園しています。一宮小学校に通うことを考慮すると、町内保育所の児童と集団生活を送り、小学校入学をスムーズに行えるよう配慮する必要があります。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、認定こども園制度等の改正が行われました。それにより、平成 27 年 4 月から従来の保育所は福祉施設、幼稚園は学校施設という垣根が低くなり、認定こども園が創設しやすくなります。このような国の動向や保護者等

のニーズに応えるため、移管する2保育所を認定こども園として開園します。

## 5 財産の取扱い

- (1)土地： 10年間無償貸与し、以降双方の協議により契約更新できるものとします。
- (2)建物： 民間事業者が上記(1)の用地に新設するものとします。
- (3)備品： 無償で譲渡します。

## 6 保護者への説明の実施

民営化対象保育所の保護者の不安解消を図るため、複数回の保護者説明会を実施します。その他、民営化の準備、進行に合わせ適宜、話し合いや情報提供を行います。また、民営化を理由として原保育所への転所を希望する方に対しては、転所の決定に配慮します。

## 7 事業者の募集・選定

透明性、公平性を確保するため公募による方法とします。選定にあたっては、学識経験者や保育専門職等を含めた保育所民営化法人選考委員会を設置し、選考会で民間事業者によるプレゼンテーションや選考委員によるヒアリング等により審査を行った上で選考結果を町長に報告します。また、応募資格は、社会福祉法人とします。

## 8 こども園運営の諸条件

- (1)関係法令等の遵守
  - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）その他関係諸法令を遵守し、ガイドラインを含めた町の指導・助言に従うこと。
- (2)保育時間
  - ・現行の12時間（時間外保育、延長保育含む）を維持することを条件とし、保護者等から拡大の要望がある場合は、検討すること。
- (3)定員及び受入年齢
  - ・各こども園に町が指定した定員以上を確保すること。定員を決定・変更する際には町と事前に協議すること。
  - ・乳児（産休明け保育）から就学前児童まで受け入れること。

#### (4) 職員配置

- ・園長は社会福祉事業に従事した経験を10年以上有し、児童福祉に真摯に取り組み、管理職としての資質を兼ね備えた者とする。
- ・クラス担任等の構成について、経験年数のある職員を一定数配置するよう努めること。
- ・乳児を入園させる場合は、看護師等の配置に努め、乳幼児の健康管理をすること。
- ・当該保育所に勤務していた職員（正規職員以外）で希望する者の積極的な雇用に努めること。

#### (5) 保育・教育内容の継承

- ・これまで培われてきた当該保育所での保育内容について、保護者の意見・要望等を取り入れながら継承し、変更するときは三者協議会で協議すること。
- ・保護者に対し、保育内容の説明や保育の報告などを積極的に行い、意思の疎通を図ること。

#### (6) 子育て支援事業

- ・一時預かり他子育て支援事業に積極的に取り組むこと。
- ・障害のある児童を受け入れられる環境を整えるよう努めること。

#### (7) 行事

- ・移管前の年間行事を継承することを原則とする。
- ・その他の行事についての実施は、保護者に説明を行い、了承を得ること。
- ・地域支援事業としてこども園の開放や、育児相談等を地域に向け行うこと。

#### (8) 給食・保健・衛生

- ・給食は、自園調理方式を採用し、季節感のあるものを適時、適温にて提供すること。
- ・給食、保健、衛生に関する国、県、町の通知等を遵守すること。
- ・様々なアレルギーへの対応を丁寧に行うこと。
- ・給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。
- ・園児に対しては、年2回の内科検診、歯科検診など町の定める検診などを必ず実施するものとし、嘱託医等との連携を十分図ること。

#### (9) 費用の徴収

- ・保護者会費、園外活動に係る実費、延長保育料、一時預かり等利用料その他町が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。他に保育サービスの対価として必要と判断する場合は、三者協議会で協議のうえ、保護者の理解を得てから実施すること。

#### (10) 職員研修

- ・職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

#### (11) 保護者との連携、保護者（父母）会との連携、苦情解決等

- ・保護者との懇談を必要に応じ開催し保護者の意向を適宜把握するとともに、保護者の要望については誠意をもって対応すること。  
また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

#### (12) 施設面

- ・こども園周辺の安全対策を講じ、地域住民と連携すること。

- ・遊具等は安全性の管理を徹底し、必要に応じて改善していくこと。
- ・地震や水害等を想定した防災計画を整備する際は、地域社会との連携を十分考慮したものとすること。

(13) 地域交流

- ・町が主催する情報交換の場に積極的に関わり、交流を深めること。
- ・町内の保育所（園）と連携、協力し町の保育・教育の発展に努めること。

(14) その他

- ・移管当初は上記の内容にて保育・教育を行うが、条件の変更が必要になった場合は三者協議会で話し合っ変更できるものとする。

## 9 共同保育の実施

---

移管の際には、保育教諭等が入れ替わることなどから、子どもたちが新しい保育教諭等に早く慣れることができるよう、移管のための準備期間を設け、期間中に公立の保育教諭等と移管先事業者の保育教諭等が共同で保育にあたります。この共同保育の期間中に子どもの様子等の把握に努め、きめ細かく対応しながら保育を行います。

共同保育の期間は開園後1年間とし、その後は双方協議の上期間を延長できるものとする。

## 10 三者協議会

---

移管にあたっては、円滑な引き継ぎと運営を行うことを目的として、事業者決定から実施年度まで、行政、移管先事業者及び当該施設の保護者からなる「三者協議会」を定期的に開催します。また、実施年度の翌年度以降は必要に応じ開催し、情報を共有することで、より良い保育・教育環境を確保します。

## 11 民営こども園化のスケジュール

年度	月	東浪見保育所	一宮保育所
H26 年度	12	事業者の公募開始	
	1	事業者の選定・決定	
	2	町と事業者協議、保護者説明会	
H27 年度	4	三者協議会設置、開催（随時）	用地取得交渉
	～		事業者の選定・決定
H28 年度	4	認定こども園開園（共同保育）	建設期間
H29 年度	4		認定こども園開園（共同保育）